

エステティックサロン認証基準 運用規程  
新旧対照表 (2012/08/01)

条項	旧	新
<p>第六条 (39P) 申請の単位と 対象 欄外注釈</p>	<p>サロン認証を希望して申請を行う事業者（以下、「申請事業者」という。）は、<u>サロン単位</u><sup>1</sup>で申請するものとする。            . . . . .            (欄外)  <sup>1</sup> サロン単位とは、消費者が見て単独と認識される店舗の単位をいう。            例) 同じ敷地内にあっても、屋号、出入り口等が分かれている場合は複数店舗とみなす。</p>	<p>サロン認証を希望して申請を行う事業者（以下、「申請事業者」という。）は、<u>サロン単位</u><sup>1</sup>で申請するものとする。            . . . . .            (欄外)  <sup>1</sup> サロン単位とは、<b>原則的に</b>消費者が見て単独と認識される店舗の単位をいう。  <b>例外) 同じ敷地内（テナントであれば所在地が同じでかつフロア内、自社物件ならば同一物件内 等）にあり、かつ責任者が同一である等同一の管理体制により営業されていると認められるサロンは、複数の屋号により営業している場合であっても1サロンとする。</b></p>
<p>別表2 (52P) エステティック サロン認証制度 認証費用</p>	<p>なし</p>	<p><b>附則</b>  <sup>1</sup> サロンにおいて複数の屋号により営業している認証サロンは、当機構に申請したすべての屋号名称に基づいて認証書及び認証シールの発行を求めることができる。ただし、認証書及び認証シールを2屋号分以上の発行を求める場合は、「その他費用」に基づき実費費用を支払うものとする。</p>